

[第 16 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

日時：平成 29 年 5 月 29 日（月曜日） 14：00 ～ 15：30			
場 所	クリーンセンター広陵 3 階研修室大		
議事内容	<p>(1) 委嘱状交付</p> <p>(2) 会長、副会長及び幹事会について</p> <p>(3) 第 14 回、第 15 回の議事概要について</p> <p>(4) 協定書に基づく跡地利用について</p> <p>(5) 跡地利用及び中継施設建設スケジュール</p>		
鍵谷前会長あいさつ	<p>< 幹事会での内容の説明 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/21「中間報告書」を町長に提出 ・ 跡地利用の資料 ・ 今回は委嘱状の交付 ・ 会議終了後、現地確認 等 		
山村町長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書の件 ・ 天理市での広域化に参加 ・ ごみ中継施設の必要性及び町民会議からの中間報告書の提出の件 ・ 町の清掃施設の経緯 		
【議事概要】			
(1) 委嘱状の交付について			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">発言者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">回答者</td> </tr> </table>		発言者	回答者
発言者	回答者		
事務局	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 委嘱状の交付を行う。代表して鍵谷会長に受け取ってもらう。 </td> <td style="width: 50%;"> 町長により、鍵谷会長に交付する。任期は H31.3.31 までとする。 </td> </tr> </table>	委嘱状の交付を行う。代表して鍵谷会長に受け取ってもらう。	町長により、鍵谷会長に交付する。任期は H31.3.31 までとする。
委嘱状の交付を行う。代表して鍵谷会長に受け取ってもらう。	町長により、鍵谷会長に交付する。任期は H31.3.31 までとする。		
(2) 会長、副会長及び幹事会について			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">発言者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">回答者</td> </tr> </table>		発言者	回答者
発言者	回答者		
事務局	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 事前の幹事会で前任期同様（会長：鍵谷、副会長：青木、幹事：村田古寺区長、坂野議員、齋藤委員、秋山委員）に継続することを了承いただいているがいかがで </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 委員 全員異議なしで了承 </td> </tr> </table>	事前の幹事会で前任期同様（会長：鍵谷、副会長：青木、幹事：村田古寺区長、坂野議員、齋藤委員、秋山委員）に継続することを了承いただいているがいかがで	委員 全員異議なしで了承
事前の幹事会で前任期同様（会長：鍵谷、副会長：青木、幹事：村田古寺区長、坂野議員、齋藤委員、秋山委員）に継続することを了承いただいているがいかがで	委員 全員異議なしで了承		

	すか。		
(3) 第 14 回、第 15 回の議事概要について			
発言者		回答者	
会長	時間の関係上、重要なことだけかいつまんで事務局より説明願います。	事務局	<p>第 14 回の議事概要は修正等の連絡がなかったので、この内容で HP に掲載します。</p> <p>第 15 回の議事概要の説明を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事(1)の第 13 回、第 14 回の議事概要の説明をした。 ・議事(2)設置規程の一部改正については、第 2 条第 7 号の「委員より推薦され幹事会で認められた者 5 人以内」を追加している。第 4 条のただし書き以降の第 2 条第 1 号から第 5 号までの委員、地元及び周辺大字区長において、大字区長でなくなっても、任期までは委員として町民会議に出席することに変更している。第 7 条第 3 号に「その他、会長が必要とする事項」を追加している。 ・議事(3)山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況については、今までは口頭でしか報告しておりませんでした。委員さんより意見をいただきペーパー時系列でお示した。 ・議事(4)「提言書」については、全委員の意見を踏まえて臨時幹事会も開催し、幹事さんに意見を求めたところ、「提言書」というよりは、町民会議として、今までどのような議論をしたのかを「中間報告書」と

			して一旦町長に提出した方がよいのではないかとのことであったため、4月21日に会長が町長に提出している。以上
会長	ありがとうございました。中間報告については、一度説明していますので何かあればご指摘いただけたらと思う。		
(4) 協定書に基づく跡地利用について			
発言者		回答者	
会長	そしたら、次の議事(4)の協定書に基づく跡地利用についてを説明願います	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・NO1のクリーンセンターの敷地面積(約28,000㎡)、建物面積(約5,620㎡)、現施設のごみピットから北側の炭化施設面積(約2,330㎡)の説明 ・NO2 現施設の立面図であり、排気筒部分の高さが約5mで、炭化炉設備機器部分は約21mある。右側部分は会議等で使用している3階部分であり、2階は約10名が入れる浴槽と4基のシャワー設備がある。1階は事務室とリサイクル施設のヤード施設がある。 ・NO3は施設の断面図であり、それぞれの用途を示している。 ・NO4は1階部分の平面図であり、現在の使用用途を示している。 ・後から実際に見ていただき、残すべきな施設かどうか今後議論していきたいと考えている。
会長	施設の説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？		
委員	この跡地を使うという話しはあるが、図面で示していただかない	事務局	ありがとうございます。田原本の施設とか、上牧町の施設とかをこの図

	<p>と、ただ説明だけでは全く理解できない。残すところは残す、撤去するところは撤去し、それで跡地をどう活用していくとか、建物をどのように活用するのかを図面などでお示しいただきたい。</p>	局	<p>面の中に配置できるかどうかという構想はもっています。ただお示しできるようなプランニングはできていませんので、詳細なところは専門家であるコンサルとかにお願いすることになるので、次回お示しできればそのようにしたいと考えています。</p> <p>先ほど、説明した内容の建物を残す部分、中継施設として説明できる図面を次回提出するという指示があったということで提出させていただきます。</p>
会長	<p>やはり、図面だけ見てもよくわからないので、できるだけポンチ絵でもいいので、準備してほしいです。会議が終わりましたら、希望者だけで結構ですので、どの部分が撤去されるのかを確認するのが一番だと思う。他に何かないですか？</p>		
委員	<p>図面の方で細かい話しなんですが、NO4 の④と⑤の間は鍵型になってますが、これは通路だと思うんですが。</p>	事務局	<p>そうですね、委員ご指摘のとおり④のところは鍵になっています。間違いです。申し訳ありません。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>		
委員	<p>今の説明でしたら、要するに不燃、粗大、ペットボトル等の施設はここへ置いておき、北側だけ撤去し、中継施設はここへ置いておくということですか。</p>	事務局	<p>はい。これからの議論としていただきたいと考えている。この会議室を残すとすれば、1階部分と一体化されています。会議室を残すのであれば撤去できる部分もあると思いますが、残さざるを得ないのではと思います。</p>

委員	クリーンセンターの南側はどこ の管理ですか。	事務局	南側は約 9,000 m ² あり、ごみ処理施設として一団の土地として買収しました。予算はコミュニティ用地として用地特別会計で町で取得している。子ども広場として位置付けしているのは国の補助により整備し、用地特別会計予算から処理をしている。 管理は町の総務課で、ネットがある広場はスポーツ振興課で行っています。
(5) 跡地利用及び中継施設建設スケジュール			
発言者		回答者	
会長	他ないようでしたら、次お願いします。跡地利用ですね。中継施設のスケジュールについて説明お願いします。	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の最後の「現施設操業停止後の跡地利用及びごみ中継施設建設スケジュール」をご覧ください。以前にお示ししましたスケジュール案の比較はごみ中継施設の建設スケジュールのみであり、ここの施設を利用する場合と別の新しい場所に建設する場合とのスケジュールをお示しさせていただいておりましたが、跡地利用については全く触れていませんでしたので、今回新たに、現施設操業停止後の跡地利用決定までのスケジュールとごみ中継施設建設場所の選定及び方針決定までのスケジュールをお示しさせていただいております。 ・まずは、跡地利用のスケジュールを説明させていただきます。来年度までには現施設の土地利用計画を策定する予定です。協定書にもあるように、公園緑地、教育文化施設、

		<p>体育施設、福祉施設となっておりますが、どんな公共施設も建てられるものではありません。</p> <p>町としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、検討し、検討委員会を経て、議会とも協議し決定することになります。</p> <p>先日も関係部長にあつまってもらい、この旨の話しをしたところ、福祉部門では、東校区の認定子ども園の建設という案がでましたが、まだまだ先のことです。教育施設での話しの中では、中央公民館をこの場所かどうかという話しを出てありました。現中央公民館は1974年に建築され、43年経過となり、施設の劣化も考えられ、2階建てですのでエレベーターもありません。公共施設等総合管理計画ではいずれは縮減対象施設となっておりますが、単体の中央公民館だけでなく、他の施設と複合化となれば建設することが可能だと謳われています。</p> <p>また、みなさんご存じだと思うのですが、歴史資料館の建設の話もございました。それを具体的にどこで建てるのかは全く決まっておりませんが、それらを含めての複合施設も視野に入れて考えてもいいのではないかと思います。</p> <p>また、ドクターヘリの発着場としても利用できるのではないかの検討も必要ではないかとも考えます。それから操業停止後の34年度中に施設・設備の撤去工事の実施設計を行い、翌年に撤去工事を行うというス</p>
--	--	--

		<p>ケジュール案でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次にごみ中継施設建設場所の選定及び方針決定までのスケジュール案です。今年度中に一般廃棄物処理基本計画を策定予定です。並行して来年度末までに中継施設の建設場所の決定とそれに伴う用地取得の交渉及び用地取得となります。 <p>平成 31 年度は中継施設整備計画を策定予定であります。同じく並行して、中継施設の工事前準備期間として平成 31 年度、32 年度の 2 カ年で測量地質調査またはごみ中継施設建設工事実施設計を行う予定です。平成 34 年 3 月に操業が停止することから、32 年と 33 年度の 2 カ年で仮設の中継施設の建設をしなければなりません。操業停止後の約 1 年間は民間処理委託をして、平成 35 年度天理市の広域化事業が開始されるまでに、ごみ中継施設を完成する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回お示ししたスケジュールはあくまでも協定書ののっとり作成をしております。例えば約 1 年間民間処理委託をする時の仮設積み替え施設の建設については、今の施設を利用させていただけるのなら費用もほぼかからないことですし、中継施設の用地交渉、取得につきましても、この施設内で跡地利用として中継施設の建設が可能であれば、用地の購入は必要がなく経費節減となります。町財政は関係ないとの意見もありますが、それらを総合的に踏まえて検討する必要があると考え
--	--	--

			ております。先ほども委員より質問ございましたが、プラットホームから北側を撤去し、残りの部分を利用するという場合についても、当然確定ではなく、色んな案はあります。全部撤去という案もあり、ただ、まだ会議室とか1階のストックヤードとかも使えます。ただごみ中継施設が入らなければ違うところに建てなければなりません。また、絵は描かせていただき色んな提案をお示ししたいと考えます。以上です。
会長	以上、会議資料説明は終わりましたが何かあれば？		
委員	公共施設案の中央公民館というのは、古い公民館とかぐや姫ホールと両方一緒のことなんですね。	事務局	基本的には、両方一緒と考えております。ホールについても、音響がかなり悪いと聞いておりますので、200人、300人の音楽ホールもできるのではとの案もございます。
会長	他にございませんか？		
委員	新しいホールは楽屋がないから使いにくいとかトイレを増やさなければならぬと聞いてますが・・・	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・元々ホールがなくて、公民館の大ホールとか集会的なアリーナだけでありまして、それをホールに改修したので、なかなか芸人さんとか着替えをしているところを通らなければ行けないと聞いております。ホールに入る左側に小さな楽屋があり、そこを歩いてホールに行くのが今の施設でして、ホールにマッチしていないと思っています。 ・当時の建設の経緯ですが、かぐや姫ホール以前はアリーナ的な施設でしたが、当時は他自治体では大きなホールを建てようとして建てて

		<p>ますが、町では議会とも協議し将来の維持管理費もあるので、大きな建物はやめておこうと決断し、改装して町民の方に使っていただこうと...今考えますと、少々楽屋が不便ですが大きなホールは閉鎖していたりしているので、これで良かったと思っています。これからは 200 人や 300 人規模の施設で良いのではないかと。今、公共施設等総合管理計画では学校等を含めまして、長くもたせるところや建替の必要な施設計画を立てており、その中で建替が必要である一番候補が中央公民館であり、また先には他の学校施設も出てまいりますので、建替計画が出てまいります。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>この施設を解体するとなれば、補助金をもらって建てているので対用年数とかがあり、早くなれば補助金の返還をするようなことが起こってきませんか？同じごみ処理施設を作るのであれば良いと思うんですがどうですか？</p>	<p>事務局</p> <p>機械と建物とは耐用年数の見方が違ってきますので、国庫補助関係の耐用年数が決まっておりますので、それまでに廃棄する場合は補助金を返還しなければいけないが、一定の期間が過ぎれば返さなくてもいいんですが、それを考えて計画してもらえればいいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか？</p>	
<p>副会長</p>	<p>他にないようですので、意見を言わせてもらいます。まず 1 点目はやはりこの場所で中継施設をご理解してお許しを願うには、どのようにまずそれは協定大字の皆様のご了承が第 1 点だと私は思っております。よってここで中継施設を了承してもらおうこと、それが絶対だめであれば他を考えて</p>	<p>委員</p> <p>今の話し、広陵町民ですので、ここで出来たらと思いますが、思いますけれども協定書もごございますし、私個人の意見では言えませんので、また地域に帰って今日のこの話しをさせていただいて、事務局の方から副会長の話が出るのかと思ってましたが、このようなお話なんで、ここを残すのであれば中継施設をこ</p>

	<p>いかなければならないことも当然で、ずっと我々も会議の中で色々な比較検討を聞いていますし、現に中継施設も視察もして費用対効果の問題も大事ですので、それを踏まえた中で、この場所で中継施設をお許しを願う協定大字の皆さんにご了解をいただき、これが大事で色々な条件、公民館や教育施設、文化的施設それを踏まえてここで活用させてもらえないか、それでしたらなるわけで、それでも駄目なら別の場所へ向かっていくことになるわけですから、その辺協定大字の皆さんのご理解を得る協力をもらうことに全力をあげることに、町当局の当然の仕事だと、それを踏まえて、町民会議においても、中間施設を絶対に作らなければならないので、間違いなしにそのことを費用対効果を含め、総合的判断でお許し願えれば、この場所で中継施設として使わせていただくとなると、その了解を得るためにはどうかと、私は一番大事な壁だとハードルだと思いますので、町当局その辺を踏まえてですね、後で現場を見させてもらいますけど、それがこの話し一步、二歩、前に進めていくにはクリアーしていかなければと思いますので、その辺会長よろしくお願いします。</p>	<p>こへ持ってくるのかと。事務局の方はおっしゃらないので、副会長がおっしゃったから言わせてもらってますけど、何回も言いますけど私も町民ですので、町が良いように行けばありがたいですけど、地域に帰ってこんな話しがあったということをおっしゃっていただきたいと、皆さん一般公募の方は町のことと思って出ていると思うんですけど、我々は私だけかと思いますが、後ろに区民がおりますので、町のおっしゃったことを聞いて区民に報告して、区民がどう言うか、私個人は言えませんが、そのことをおっしゃっていただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今、委員がおっしゃったように町としては、公民館と清掃センターと抱き合わせでお願いしたいと</p>	

	そういうお考えですかね。		
委員	腹わっていった方がいいですよ。	事務局	事務局としましては、公共施設管理計画の中で中央公民館として言わせてもらってますけど、最終果たして検討委員会がありますので、それを踏まえてのことであり、概ね中央公民館というのを聞きますので、そういう方向で進めばいいのかと思っております。
委員	それでね、今副会長もおっしゃったように協定書の問題があって、かなり厳しい交渉になりますよ。協定書を白紙に戻すのではなくて、あくまでも見直しですから、その辺ある程度覚悟していただいて、今おっしゃったように区民のみなさんに対しては、かなり厳しい交渉になります。時間も日にちもかかると思います。		
委員	一般公募の方と私たちとは立場が全然違いますので。	委員	我々、一般の方とおっしゃりますけど、広陵町町民です。だから広陵町全体を考えたら、4区だけの話ではないですよ、守らないとは確かに思いますよ。しかしこれから何十年、未来において、ここでガタガタ言っているうちにいつの間にか時間が経ってしまう可能性もあるんですよ。その辺前向きに進めていただきたいと、先ほど副会長がおっしゃったように先に優先的に進めなければいけない、これが一番大事なことであり、協力をいただきたい。と私はそう思います。それからこれを白紙にしてでも、いかんかったら業者を呼んで、委託するというやり

			<p>方もあるんですよ。その辺まで進んでしまうことを考えておかないといけないのかと思います。</p>
		委員	<p>地元のみなさんの苦労は一人では判断できないというのは確かに顔向けできないことでして、この会議で得た情報はやはり大字に流していくということはみなさんにとってはほしい材料だと思うんですよ。それに応えるような会議にしていけないと、先ほど副会長がおっしゃった様に、もっと事務局が公務員の立場で言う色々問題もあるとは思いますが、遠慮なくこの場におよんでいるのですから、遠慮なく希望的観測を含めてやっていただいて、水面下に話しは混乱するので、なるべく出さないようにして、現在、役所の中で大声で議論している内容は、大字のみなさんに流していただいて、反発があるんでしたら、今日おっしゃったように協定書で問題がある、厳しい交渉があるとおっしゃり、当然あると私も思いますので、それも早い目に事務局も考えて、この場におよんで修羅場の討論、代用提供していただいて、私らも聞いてなるほどやと思えば、その意見に賛成するし、それなりに反対でしたら意見を出させてもらいますし、そのようなことでよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>役場の考えておられる、ここの公共施設、跡地利用の中央公民館とかぐや姫ホール、誠にいい考えだと思うんですけど、果たして広陵</p>	副町長	<p>色々なご意見ありがとうございます。委員さんおっしゃったようなこともごもつともでして、町としましても地元に戻って議論していただ</p>

	<p>町全体から見てここが中央と言えるのかと、稼働率が減ったり、例えば真美ヶ丘の方から、ここまで来て中央公民館というのはおかしいと意見が出るかも知れません。たまたま、跡地を公共施設に協定書があるがために、中央公民館が古い、かぐや姫ホールはとってつけた物だからこの際一度にしようかというのは良く分かるんですけど、そういう意見が出ておかしいのと違うと言われたらどうします。</p>	<p>く内容、材料がなかったら、いつまで経っても同じ話をしていかなければなりませんので、その間、日にちが刻々と迫ってきますので、今日は町としての提案をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。町としての提案は最初に結んだ協定書の跡地利用の、文化施設、教育施設の元に作られておりますので、この地域を文化の集約した施設にしてはどうかと、音楽が備えられるホールとまたは資料館とそういった施設であれば、複合施設として国や県の補助がいただけるのではないかと町の方では考えを持っておりまして、そういった施設を持ってきたうえで、この建物を利用すべく中継施設をお願いできないかと言うのが町行政の提案でございますので、今後時間をかけて色々とお話をさせていただくことは当然ですので、今日提案させていただいたということでご了承をいただけたらと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>	
<p>副会長</p>	<p>あのね、以前結ばれている協定書、これは考えられなかったわけで、想定外の事が起こったと、広陵町にとっては助かっている訳ですよ。処理場を作らなければならなかった訳でして、たまたま天理の方で受けていただいたこと、これは運がよかったと、以前の協定書は処理施設の協定書であったことは事実でして、中継施設を</p>	<p>委員 あのね、ごみを処理しようが中継しようが、ごみを扱うことに変わりないので、協定を守らないとあかんですわ。</p>

	<p>お願いするということですので、間違ったいかんのは、先ほど会長もおっしゃったように、処理施設と中継施設の違いをきっちり理解してもらったら、もっとわかりやすくなると思うので、協定を守るのは当たり前でして、しかし、あくまであの協定書は処理施設としては止めるのは当然でして、しかし、中継施設という想定外の事が起こったと。これを現実論としてどう扱っていくというのはこの会議の大きなテーマでして、その辺を踏まえて、何回も言いますが処理施設と中継施設の違いを会長も学者的また学術的におっしゃってくれますので、そこをきっちり押さえておかないと同じ事ばかり繰り返しになるので。</p>		
<p>会長</p>	<p>そこまで書いていませんけど。一つに協定書第 11 条にですね、この協定に定める事項に疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた時は甲乙協議する。とわざわざ書いているんですよ。</p> <p>これは、今言われたどう判断するかが違うと思うんですけど、やはりその時協定を結んだ方々はですね、色んな社会情勢とか変わってきて色々現実的な対応が必要ではないのかと、そんなことも考えながら作ったのではないかと私は思うんですけど。なければこのような事項はないはずなんですけど。そういう協定書の中身を</p>		

	<p>ですね、それぞれみなさんの作り方が違ってきます。そういう意味でそれぞれどういう風に判断しているのか、その辺意見を聞きたいのですが、まあ一応変更はできると読み取っていますけど、それはあくまで地元との協議になりますので、交渉は必要です。そう思います。</p>	
<p>会長</p>	<p>他、何かありませんか。今回は、町としてはここをですね、公共施設と中継施設として利用したいという要望が出されたということになりますし、現場を確認しておおよその内容を把握していただくと、もう少し中身についてはイメージも湧きませんので、具体的な事例を出していただきながら意見をいただくと、そういう形でまとめたいと思います。よろしいでしょうか。 最後に副会長より終わりのあいさつをお願いします。</p>	<p>副会長</p> <p>それでは終わりのごあいさつということで、色々意見が出て、新しく委員さんになられた方は全く分からないということもあると思うのですが、丁寧に説明をしていただきたいと思います。 まあ、現場を見ていただいて、はっきりとリアルな形で判断できると思いますので、意見は大いに結構かと思えます。事務局に申し上げたいと思います。理事者側にもしっかりとね、専門的にやっているわけで、あらゆること、怒られること、叩かれること覚悟のうえですので、それを踏まえてきっちりとお願ひすべきことはお願ひする。頼むことは頼む。理解してもらうには資料説明をこうやると、腹をくくってかかってもらわないといけませんので、一つよろしくお願ひします。本日はご苦勞様でした。</p>
<p>3 その他</p>		
<p>発言者</p>	<p>回答者</p>	

事務局	<p>すいません。その他でお願いします。</p>	議長	はい、どうぞ
事務局	<p>ご報告でございますが、先ほどの幹事会におきまして、古寺区長より前区長を委員として参加要望がございまして幹事会で承認されましたので、ご報告申し上げます。これにつきましては、設置規程の第 2 条第 7 号で追加させていただいた、委員より幹事会で承認された者が委員としてご参加できるとなっています。他のみなさんにつきましてもご希望がございましたら、事務局までご連絡いただきまして、次回の幹事会にお諮りさせていただくことになります。</p> <p>それと次の町民会議の日程でございますが、6 月末に町長選挙がございまして、議会も 7 月になる関係で 8 月になるかと思っておりますので、また前もってご案内させていただきますのでよろしく申し上げます。</p>	副会長	委員、今決めてもらったらどうやの。
会長	<p>今、聞きますか。</p>	事務局	協定大字の方で話されてからでいいんですけど。もし、お話がありましたら事務局に言ってもらったら、幹事会の方に諮らせていただき委員として参加してもらいます。
会長	<p>慣れた人がずっと入ってもらえた方がスムーズに運ぶと思いますので。</p> <p>これから、少し時間がありますので、現場を見ていただいでですね、時間のある方は是非とも見て</p>		

[第 16 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

	いただきたいと思います。よろしく お願いします。これで閉会とさ せていただきます。		
--	---	--	--